

令和8年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

令和8年2月25日（水）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時54分

◎出席議員（14名）

1番	高 木 洋 一	2番	福 田 長 弘
3番	荒 井 浩 二	4番	堀 江 清 一
5番	興 野 一 美	7番	矢 板 清 枝
8番	滝 口 貴 史	9番	小 堀 道 和
10番	相 馬 正 典	11番	田 島 信 二
12番	渋 井 由 放	14番	中 山 五 男
15番	高 田 悦 男	16番	平 塚 英 教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川 俣 純 子
副市長	熊 倉 精 介
教育長	内 藤 雅 伸
会計管理者兼会計課長	高 田 勝
総合政策課長	小原沢 一 幸
公共施設再編担当課長	関 雅 人
まちづくり課長	大 鐘 智 夫
総務課長	平 山 茂 樹
税務課長	川 俣 謙 一
市民課長	黒 尾 明 美
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡 誠
こども課長	水 上 和 明
農政課長	小 口 正 一
商工観光課長	星 貴 浩
都市建設課長	菊 池 章 夫
上下水道課長	石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

村 上 和 史

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第26号 那須烏山市副市長の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第18号 那須烏山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第19号 那須烏山市行政手続条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第21号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第17号 那須烏山市職員特殊勤務手当条例の制定について（市長提出）
- 日程 第10 議案第22号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第23号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第24号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第25号 那須烏山市火入れに関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 9号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第10号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第11号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第12号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第18 議案第13号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4

			号) について (市長提出)
日程	第 1 9	議案第 1 4 号	令和 7 年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算 (第 1 号) について (市長提出)
日程	第 2 0	議案第 1 5 号	令和 7 年度那須烏山市水道事業会計補正予算 (第 3 号) について (市長提出)
日程	第 2 1	議案第 1 6 号	令和 7 年度那須烏山市下水道事業会計補正予算 (第 4 号) について (市長提出)
日程	第 2 2	議案第 1 号	令和 8 年度那須烏山市一般会計予算について (市長提出)
日程	第 2 3	議案第 2 号	令和 8 年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について (市長提出)
日程	第 2 4	議案第 3 号	令和 8 年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について (市長提出)
日程	第 2 5	議案第 4 号	令和 8 年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について (市長提出)
日程	第 2 6	議案第 5 号	令和 8 年度那須烏山市介護保険特別会計予算について (市長提出)
日程	第 2 7	議案第 6 号	令和 8 年度那須烏山市境財産区特別会計予算について (市長提出)
日程	第 2 8	議案第 7 号	令和 8 年度那須烏山市水道事業会計予算について (市長提出)
日程	第 2 9	議案第 8 号	令和 8 年度那須烏山市下水道事業会計予算について (市長提出)
日程	第 3 0	議案第 2 8 号	那須烏山市過疎地域持続的発展計画の変更について (市長提出)
日程	第 3 1	付託第 1 号	請願書等の付託について (議長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開会〕

○議長（中山五男） 議場内の皆さん、おはようございます。傍聴席のほうには、足をお運びいただいております皆様方には、雨の中、大変御苦労さまです。

立春が既に過ぎまして、季節は少しずつ春に向かってまいった中で、本日の定例会初日を迎えたところでありますが、会期は3月13日までの17日間を予定しておりますので、まずは健康に留意されまして、議事進行に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

さらに、議会議員には、任期4年間の最後の定例会でありますことから、思い残すことのないよう、精いっぱい努めていただきたいと存じます。

さらに、職員の方々の中には、この3月をもって課長職を退く方々がいると聞き及んでおりますが、長い職員生活の中で、特に議会対策には誠に御苦労をおかけをいたしました。今後とも、市の行政全般にわたり、変わらぬ御活躍を御期待を申し上げます。

以上、簡単であります。御挨拶とさせていただきます。

ただいま出席している議員は14名、全員です。定足数に達しておりますので、令和8年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係職員の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（中山五男） ここで、市長の挨拶に併せまして、市政方針の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇 挨拶〕

○市長（川俣純子） 皆様、おはようございます。インフルエンザもピークを越えたのかなと思いますが、今日の雨で少し乾燥が解け、また皆さんが過ごしやすきになればいいと思いますが、気温の変動がありますので、体調管理のほう、皆さん、御注意いただけるとありがたいなと思っています。

本日、令和8年第2回那須烏山市議会3月定例会招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、御参集を賜り御礼申し上げます。

令和8年度当初予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、令和8年度の市政運営につきまして、所信の一端と重要事項等の概要を述べさせていただきます。

これまで、市政運営の指針としまして運用してまいりました、第3次総合計画につきましては、運用が開始されてから、間もなく3年が経過いたします。この間、従来までの前例踏襲型の市政運営から一步踏み出し、10年後、20年後の将来を見据えた未来志向の積極的な市政運営への転換を目指し、市民が主役のまちづくりに傾注してまいりました。市民との直接対話を大切にし、多くの市民からの様々な声に耳を傾けながら、可能な限り各種施策に反映させるなど、市政発展のために尽力してまいりました。

おかげさまをもちまして、解決の糸口すら見えなかった新庁舎整備や、防災集団移転促進事業に関して、一定の方向性を見いだすことができました。

その他、山積する行政課題につきましても、少しずつ前に進み始めていることは大変、感慨深く、改めて、市民が誇りを持てる那須烏山市をつくるために、全身全霊をかけて取り組む決意を新たにしたところであります。

令和8年度は、残り期間が2年に迫った第3次総合計画の総仕上げに向けた非常に大切な1年となりますとともに、川俣市政3期目、実質的なスタートとなる初年度に当たります。

こうした視点を十分に踏まえ、令和8年度当初予算につきましては、第3次総合計画の重点戦略、そして市長3期目の公約として掲げました新生プロジェクトへの重点的な予算配分を行った、未来に羽ばたく新生予算としまして、積極果敢な事業展開を進めてまいる所存であります。

令和8年度当初予算につきましては、一般会計133億7,000万円、特別会計65億1,974万7,000円、水道事業会計10億3,822万5,000円、下水道事業会計5億6,669万8,000円を合わせると、合計で214億9,467万円であり、総額では、前年度当初予算に対しまして6億8,377万6,000円、約3.3%増の予算規模となります。

それでは、第3次総合計画における5つの基本目標ごとに、事業内容について御説明をさせていただきます。

基本目標1「未来につなぐ健やかな暮らしを支える」につきましては、将来を担う子育て支援戦略として、家事・育児に対して不安を抱える保護者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・育児等の支援を行う、子育て世帯訪問支援事業を新規事業として実施いたします。

同じく新規事業としまして、低所得者世帯の妊婦に対する産科初回受診料及び歯科検診受診料への助成制度を新たに創設いたします。また、生後6か月から満3歳未満の保育園に通っていない子供を対象とした、こども誰でも通園制度を令和8年度から、なすからこども園におい

を開始いたします。

小中学校の給食費につきましては、国・県による補助金を超える保護者負担部分が無償とするため、市単独事業として財政支援を行い、保護者負担の軽減を図ります。

安心して暮らせる地域づくり・医療戦略では、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが使いやすい施設環境の充実に向けて、オストメイト機能を併設した多目的トイレを、南那須庁舎1階に新設いたします。また、高齢、障がい、育児、貧困といった多様で複雑的な課題の解決に向けた重層的支援の一環として、自ら相談に来ることができない方や、同行者なしでは支援サービスを受けることができない方への支援強化を図ります。

南那須地区域における中核病院として、医療センター的役割を担う那須南病院につきましては、負担金の拡充を図り、持続可能な地域医療を堅持してまいります。

基本目標2「未来につなぐ学びを育む」につきましては、地域と連携した学力向上戦略として、県立烏山高等学校を含めた地域学の推進に取り組むほか、烏山高等学校に市営バス等で通学する生徒の定期券購入費用の一部を助成する、市独自の財政支援措置を継続し、烏山高等学校の継続・発展に側面から支援いたします。

また、登校しても教室に入ることが難しい生徒を支援する、校内教育センターにつきましては、中学校2校に対し1か所であった配置を、各中学校へ配置に拡充いたします。

公約に掲げました、学校体育館の空調設備の設置につきましては、整備手法や整備計画等の具体的検討に着手いたします。

生涯にわたる学び戦略については、今年度に完成予定の生涯学習個別施設計画に基づき、生涯学習施設の適正な維持管理及び再編・再配置に向けた具体的議論を加速させていきます。

スポーツを通じた活性化戦略では、緑地運動公園の都市公園化を見据え、新たなスポーツゾーンへの転換に向けた本格的な検討に着手いたします。また、JR烏山線の利用向上策と連携した、スポーツツーリズムの推進による地域活性化にも取り組んでまいります。

伝統・文化の活用・継承戦略では、少子高齢化で保存・継承が困難となっている貴重な郷土芸能・伝統芸能について、地域の垣根を越えた連携体制の強化を図り、市全体で保存・継承に取り組めます。

基本目標3「未来につなぐ賑わいを創出する」につきましては、産業の育成による雇用創出戦略として、高規格道路（仮称）つくば・八溝縦貫・白河道路の整備を見据えた、新たな産業団地の整備に向け、まずは産業団地適地調査に着手いたします。

持続可能な農林業育成戦略では、公約に掲げた稼ぐ農業への転換や、道の駅整備の実現に向け、（仮称）稼ぐ農業創出実行委員会を設置し、本格的な議論に着手いたします。また、物価高騰による経営負担の軽減を図るため、農林水産事業者に対し、飼料や肥料等の購入費に対し、

助成制度を創設いたします。さらに、耕作放棄地の抑制に向け、引き続き農業公社の体制強化や、農業生産法人を支援し、担い手の育成による持続可能な農業を推進してまいります。

選ばれる観光地域づくり戦略では、市制20周年記念事業として開催しました市民秋まつりを、令和8年度におきましても継続実施し、にぎわいの創出を図るとともに、さらなる市民の融和・融合と郷土愛の醸成に努めてまいります。

また、龍門ふるさと民芸館から龍門の滝につながる老朽化した歩道を改修するための設計業務を行い、龍門ふるさと民芸館と連携した、新たな観光スポットとの再構築に取り組みます。

基本目標4「未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る」につきましては、災害に強い国土強靱化戦略として、下境地区・宮原地区における地域住民の命と生活を守るため、引き続き防災集団移転促進事業の推進に取り組みます。

また、公共施設の再編・再配置の議論と並行し、癒やしの空間を兼ねた防災公園の整備に向けた検討も進めてまいります。

暮らしやすい都市再生戦略では、JR烏山線の存続に向けて、JR烏山線の通学定期券購入費の助成対象を、大学・短大生や専門学校生にまで拡充を図ります。また、市民に身近な多世代交流施設としての合築を目指す新庁舎整備や、新庁舎を核とした市街地のリニューアルを推進するため、都市計画法に基づく用途地域の見直しや、国の有利な財政支援措置の活用を見据えた都市再生整備計画の策定に着手するなど、JR烏山駅周辺を含めた市街地再整備への議論を加速させ、国が推奨するコンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。

今年度から事業着手している清水川せせらぎ公園整備につきましては、多くの子供たちが待ち望む遊具等を設置し、令和8年度中に完成・供用を目指しています。

さらには、物価高騰により、苦しい生活が続く市民の経済的負担の軽減を図るため、水道基本料金の減免を図ります。

環境に配慮した地域づくり戦略では、ゼロカーボンシティ宣言の趣旨に鑑み、新規事業として、個人向け省エネ家電購入費に対する助成制度を創設するとともに、山あげ会館街路灯のLED化を図るなど、脱炭素化を推進していきます。

基本目標5「未来につなぐ持続可能な行財政運営を築く」について、市政への市民参画戦略として、協働のまちづくりの推進に向け、市民が主役という理念の下、市民と行政とが双方から真の意見交換ができる場の拡充に努めてまいります。

また、まちづくり団体等の地域貢献活動を財政面から支援する、まちづくりチャレンジプロジェクトの拡充を図ります。

費用対効果の高い行財政戦略では、費用対効果の低い事業や補助金の見直し、徹底した事業のスクラップ・アンド・ビルド、地方債等を活用した基金の確実な効率的な運用、そして公共

施設適正管理など、行財政改革の徹底に努めてまいります。

また、令和10年度から新たな運用が開始される第4次総合計画の策定に向け、市民意向調査をはじめとする策定準備に着手をいたします。

利便性を高めるデジタル戦略では、生成AIの導入を図り、行政事務の効率化を図ってまいります。

以上のように、令和8年度当初予算は、第3次総合計画に掲げる重点戦略に加え、私が掲げました公約を反映したものであり、強い決意と覚悟をもって、令和8年度当初予算の編成に当たらせていただきました。

また、去る2月8日に投開票が行われました衆議院選挙の結果を受け、高市首相が目指す責任ある積極財政が実現のものとして進められることとなります。那須烏山市で生まれ育った沼田邦彦県会議員、渡辺真太郎衆議院議員をはじめ栃木県選出国会議員の先生方と連携強化を図りながら、市、県、国が一枚岩となり、この地域の発展のために万全の体制で新たな市政運営に挑む決意であります。

改めて、市民の皆様の御期待と信頼に応えることができるよう、市民が主役のまちづくりを基本とし、全ての市民が将来にわたり住み続けたいと思う持続可能なまちの実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

議員各位、市民の皆様の格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の発言とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

2番 福田長弘議員

3番 荒井浩二議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月13日まで

の 17 日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 17 日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力をお願いいたします。

◎日程第 3 議案第 26 号 那須烏山市副市長の選任同意について

○議長（中山五男） 日程第 3 議案第 26 号 那須烏山市副市長の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 26 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の熊倉精介副市長が令和 8 年 5 月 31 日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き副市長として選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

熊倉氏は、栃木県職員として、総合政策部次長兼市町村課長、人事委員会事務局長、会計局長の要職を務められた後、令和 4 年 6 月 1 日から、当市の副市長として御活躍をいただいております。

皆様御承知のとおり、栃木県政全般に加え、市町村行政についても幅広い経験と深い見識を有する適任者であり、引き続き、副市長の要職を務めていただきたく、市議会の皆様の御同意をお願いするものであります。

なお、御同意いただいた後は、6 月 1 日付で選任したいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

副市長、一時退席をお願いしたいと思います。

〔副市長 熊倉精介 退席〕

○議長（中山五男） それでは、改めまして、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

4番堀江清一議員。

〔4番 堀江清一 登壇〕

○4番（堀江清一） 4番堀江清一でございます。ただいま上程された議案第26号 那須烏山市副市長の選任同意について、反対の立場で討論いたします。

まず、熊倉副市長は、県の職員を退職され、那須烏山市副市長として、川俣市長の右腕として、県とのパイプ役として防災集団移転促進事業の大臣同意の取得など、大いに活躍されたこと及び職員の能力向上に寄与されました。改めてお礼を申し上げます。

しかし、今回の衆議院選挙で、地元選出の地元出身の候補者が圧倒的に支持され、栃木3区で当選されました。それを見るにつけ、地域に生まれ、地域に育ち、地域のために働いている那須烏山市の地域の中から副市長を選ぶべきではないかと思いました。誰といった目算があるわけではございません。優秀な職員も数多く存在すると思っております。那珂川町では、県職員から那珂川町職員OBに変わった事例もございます。

そして、私と渋井議員、平塚議員が自費で行った、公平で公正な庁舎整備についてのアンケート調査結果に対し、抗議文が出されました。内訳を申しますと、アンケート結果を新聞折り込みで公表したときに、冒頭の挨拶文で、「選挙管理委員会の了承の下」の文言で、市民から、抽出方法について、本当に承認したのか、一部の市議会議員の行動に賛同するのか、選挙管理委員会は調査を後押ししているのかとの市民からの問合せやお叱りがあったということでございました。

が、これは選挙管理委員会が、単に問合せに答えれば済むことではなかろうかと思います。私たちは、選挙人名簿の閲覧の確認、アンケート内容を提示し、確認をして、さらに新聞折り込みをするときも、しっかりと確認したことを「了承の下」と表現しました。それが誤解を与えるとのことで、いきなり抗議文を出してきたのです。

本来、抗議文を出す前に、選挙管理委員会は私たちに聞き取りをして、どういうことかを確認して、訂正が必要なら口頭で指導をして訂正させればいいだけなのに、そのような段取りを踏まず、いきなり出されたのが抗議文です。そもそも抗議文を出す必要性があったのか、大変

疑問です。

その起案書に、副市長の印がしっかりと押されていました。しかも、その抗議文を市のホームページに載せ、多くの市民にさらしたのです。このこともルール上、問題であると思われます。

それはそもそも掲示板に貼り出す必要性もないのに、本来、烏山庁舎前の掲示板に貼り出すのがルールです。そのようなことで私たちは精神的苦痛を受け、議員活動の妨害と感じ、また本年4月の市議会議員選挙にも影響するのではないかと思い、現在、市を相手に提訴をしている状況であります。

別に、昨年の3月議会の私での一般質問において、烏山線利用向上について、副市長に通勤に烏山線を利用されているか質問したところ、病気とのことで、車で通勤している的な答弁でございました。このことを一般質問終了後、私に対し、これで私が病気だと世間に知れ渡ってしまったと大変恫喝するような文句を言いに来ました。そもそも病気のことなど、私は一ミリたりとも聞いていません。自分で言っておきながら、私のせいだと言わんばかりに迫ってきたのです。このような理不尽極まりない行動を取ったのです。

また、その後、さらにそのときの私の一般質問のユーチューブ動画で、副市長自らの答弁の音声を、私の知らないところで勝手に消すよう事務局に指示をし、音声を消しました。

このような態度や理不尽な発言を、市議会議員で、しかも年上に対し発するような副市長では、今後、行政の要として、大変心配でなりません。到底ふさわしいとは思えません。

よって、副市長の選任には反対するものであります。やはり地元の優秀な人材を副市長に選任するべきであると思います。

どうか議員の皆様、よく考えて判断をして、反対していただくよう申し上げたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番相馬正典議員。

〔10番 相馬正典 登壇〕

○10番（相馬正典） おはようございます。10番の相馬でございます。

私は、議案第26号の副市長の選任同意について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

様々な行政課題が山積する中、令和3年1月から1年5か月もの間、副市長の席が空席となっている状況について、市政の停滞を招くことにつながるおそれがあるとして、市執行部だけでなく、市議会といたしましてもゆゆしき問題であると捉えておりました。

市議会としては、論理的・客観的視点を持ち、市町村行政にも精通する栃木県職員の選任を

強く希望し、執行部に対しても要望を行ってきた経緯がございます。そのような中、栃木県職員として、総合政策部次長兼市町村課長、人事委員会・会計局長の要職を歴任され、行政経験が豊かな人材である熊倉氏の副市長選任同意が市議会に上程され、申し分のない適任者として、全会一致で同意をさせていただいた経緯もございました。

副市長選任後におきましては、豊富な経験と知識を遺憾なく発揮し、本市の非常に大きな懸案事項であった庁舎整備事業や防災集団移転促進事業は無論のこと、清水川せせらぎ公園や、なすからこども園の整備にも尽力され、事業を前へ進める牽引役として貢献されたその手腕は、高く評価されるべきものと考えております。

また、県職員時代に培ったノウハウを惜しみなく執行部職員に伝授し、熱心に職員の人材育成に取り組まれている姿は、私たち市議会議員が待ち望んだ形であったと言っても過言ではなく、副市長任期の4年間の功績は、非常に大きかったと考えております。

昨年10月19日に行われました市長選挙におきまして、川俣市長が3期目の当選を果たされ、那須烏山市のさらなる高みを目指し、未来へ羽ばたくための新生プロジェクトが打ち出されたところです。新生プロジェクトを着実に実行していくためにも、熊倉氏の手腕は欠かすことができず、引き続き川俣市長の右腕として活躍いただけることを強く望むものであります。

どうか私の考えに御賛同いただき、議決いただきますことを強くお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（中山五男） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第26号 那須烏山市副市長の選任同意について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立多数と認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔副市長 熊倉精介 入室〕

○議長（中山五男） 副市長、賛成同意が得られたものですから、副市長のほうから何か一言申し上げることがありましたら、お願いしたいと思います。

熊倉副市長。

〔副市長 熊倉精介 登壇〕

○副市長（熊倉精介） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

このたびは、選任同意の議決を賜り、誠にありがとうございます。光栄に存じますとともに、改めて責任の重さを痛感しております。

この4年間、反省すべき点は多々ございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大や、国内最大となる豚熱の発生など多くの課題が山積みする中、川俣市長の指示の下、職員のたゆまぬ努力と市議会の皆様の御支援、御協力によりまして、なすからこども園の新設、庁舎整備基本構想の策定、防災集団移転促進事業計画の国土交通大臣同意など、一步前進することができたものもございます。

副市長に再任の上は、微力ではございますが、改めて気を引き締め、川俣市長を補佐し、那須烏山市の一層の発展のため全力を尽くしてまいります。また、職員一人ひとりが能力を最大限、発揮できるよう、働き方改革など環境づくりに努めますとともに、私が公務員生活を通して培った知識やノウハウの全てを職員に継承したいと考えておりますので、市議会の皆様には格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

このたびは、大変ありがとうございました。

◎日程第4 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中山五男） 日程第4 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります鈴木弘氏及び鈴木善雄氏が、令和8年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、引き続き鈴木弘氏を推薦し、また、鈴木善雄氏の後任として、新たに船山重久氏を推薦したく、提案するものであります。

鈴木弘氏は、教員として長年、子供たちの指導に当たってこられ、教員を退職後は、新採用教員の指導員として、塩谷南那須地区内において小学校教員の指導に当たるほか、地元の自治会長を務めるなど地域貢献をされており、人権擁護委員として適任者であります。

船山氏は、昭和60年から小学校に勤務し、教員として長年、子供たちの指導に当たってこられ、令和5年3月に教員を退職後、塩谷町立船生小学校に再任用教員として勤務し、現在は、

さくら市氏家小学校で子供たちの指導に当たるほか、地元自治会でも副会長を務めるなど、地域貢献をしております。

お二人とも誠実・温厚な人柄で、地域住民の信望が厚く、広く地域の実情に通じた見識を持っており、人権擁護委員として適任者であります。

なお、勇退されます鈴木善雄氏は、平成29年7月1日から3期9年間にわたり、那須烏山部会の部会長や、宇都宮人権擁護委員協議会の常務委員など要職をはじめ、人権作文本審査委員を務めるなど、人権擁護委員として人権の擁護と人権思想の普及・高揚に御尽力いただきました。ここに鈴木善雄氏の御活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

以上、何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） 私は、船山重久さんが人権擁護委員として賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、市町村に配置されており、人格・見識に優れた人たちが地域で人権相談、人権審判の調査・救済、人権・啓発活動の3つの活動を主な任務としています。法務局職員と協力し、気軽に相談できる身近な相談相手であると定義されております。

船山重久氏は、那須烏山市森田出身で、長年、塩那地区の多くの小学校教員として、子供たちに寄り添う教育を行い、子供たちや保護者、地域の人たちに大きな信頼関係を築いてきまし

た。教員生活に加え、子供たちのサッカーの指導者としても活躍し、人間形成に汗を流しています。

私も推薦の立場から、本人と会う、そういう段取りをしたんですけれども、人権擁護委員としての意気込みをお伺いいたしたく面会をしようとしたんですけれども、何しろ教員とサッカー指導に情熱を傾けている関係で、何と電話でしかお話ができませんでしたが、彼の熱い思いは十分に伺うことができました。

このような経歴の船山重久氏は、先ほど紹介した人権擁護委員としての要件を十二分に満たしていることが伝わってきました。

皆様の信任を心からお願いし、賛成の弁といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 4 議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第 5 議案第 18 号 那須烏山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第 5 議案第 18 号 那須烏山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 18 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、乳幼児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく給付制度として位置づけられたことを踏まえ、誰でも通園制度を実施する事業者が給付費の支払いを受けるために、市から確認を受ける際の運営基準について、条例を制定するものであります。

なお、本事業の認可の基準となる、那須烏山市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、去る12月定例会におきまして、可決、御決定をいただいておりますことを申し添えます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、こども課長から説明をさせます。

○議長（中山五男） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、御説明申し上げます。

令和6年6月に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日から、保育所等に通園していない0歳6か月から3歳未満の児童を対象に、一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わずに、時間単位等で柔軟に利用できる新たな乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が制度化され、実施することになりました。

本市では、乳児等通園支援事業の実施に伴いまして、同事業の実施事業所に対する本市の設備及び運営に関する基準を定めるため、那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、昨年12月定例会において制定させていただいたところです。

さらに、改正後の子ども・子育て支援法では、本事業を実施する事業者に対しまして、乳児等支援給付費を支給することが定められており、それには、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づいて、市が定める条例の基準を満たしていることが必要となります。

本来でしたらば、12月に制定いたしました設備及び運営に関する基準を定める条例と一緒に、本条例も12月議会に上程するところでしたが、国におきまして確認基準の詳細がまだ決定していなかったことから、追って制定することとした経緯がございます。

このたび、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の詳細が国から示されたため、さきの条例に加え、給付費支給に係る確認の基準について、本条例を制定するものでございます。

なお、条例の制定においては、国と異なる基準とする特段の理由はないことから、国の基準と同じ内容とすることといたします。

では、議案書をお開きください。

まず、第1条では、本条例の趣旨を定めております。

次に、第2条では、子供の人格の尊重や人権の尊重、虐待防止のための体制整備など、事業者の運営に当たっての一般的な原則を定めております。

次に、2ページになります。第3条では、利用定員に関する事項を定めております。

第4条からは、運営に関する基準を定めております。第4条から第7条は、面談の実施、提供拒否の禁止、あっせん及び要請に対する協力、認定証の事項の確認を定めております。3ページの第8条から第12条では、申請に係る援助、子供や保護者の心身の状況や利用状況の把握、ほかの施設との連携、提供の記録、また費用等に関することを定めております。

次に、4ページです。第13条から第16条は、給付費の支給額の通知、支援に対する取扱いの方針、自己評価・外部評価に関すること、保護者からの相談に適切に応じ、必要な援助を行うことを定めております。

次に、5ページです。第17条から第20条は、緊急時の対応、不正な行為等があった場合の市への通知、運営規程に定める事項、勤務体制の確保等を定めております。

次に、6ページになります。第21条から第26条は、利用定員の遵守、重要事項の掲示、差別的取扱いをしない、平等の原則、虐待の禁止、秘密保持、情報の提供等を定めております。

次に、7ページです。第27条から第30条では、利益供与の禁止、苦情の解決、地域との連携、事故発生の防止と発生時の対応を定めております。

次に、8ページになります。第31条は会計区分について、第32条では記録の整備について定めております。

第3章は雑則となり、第33条では、本条例において書面で行うことが規定または想定されるものについても、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

なお、附則として、本条例の施行日は令和8年4月1日とし、施行日前に準備行為を行うことを定めております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 12月に条例が決まったんですが、今回は、認定基準の詳細な内容が確認できるような内容にするということでございます。

これについては、保育所等に通ってない生後6か月から満3歳未満の子供を、保育所で預かり保育みたいなことで受け入れるのではないかと。こども誰でも通園制度というふうにはなっておりますが、それぞれ保育所の受入れ側の体制とか運営の方法についても、簡単に言えば、来たり来なかったりというような形になると、非常に対応が難しくなるのではないかなと思うんですけども、これは受け入れるのは事前に申請をして、そしていつ頃からいつ頃まで、週何

回とか、月何回とか、そういうことで通園しますよということで、受け入れる側もそれを確認して受け入れると、こういうような形で運営されるんでしょうかね。

その内容について、御説明いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 利用者の利用の仕方ということですが、まず、利用したい方は、市のほうにまず申請していただきまして、市のほうから利用の認定をさせていただきます。その後、今度は市のほうではなくて、那須烏山市の場合は、なすからこども園で実施するので、こども園のほうに初回の面談の予約をしていただきます。そのときに、利用を希望する形態とか時間とか、そういったのを初回面談のほうで予約をしていただきまして、実施するということですので、その辺は、きちんと混乱することなく実施できると思っております。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第18号については、所管であります文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって議案第18号は、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第19号 那須烏山市行政手続条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第6 議案第19号 那須烏山市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国における行政手続法の一部改正に準じ、不利益処分を行うに当たって必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の通知について、当該不利益処分の相手方の所在が判明しない場合に行う公示送達について、従来の掲示場への掲示に加え、規則で定める方法でも行うようにし、利便性の向上を図ることとするため、所要の改正を行うものであります。

なお、規則で定める方法とは、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く必要があることから、インターネットによる公表を予定しているものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 6 議案第 19 号 那須烏山市行政手続条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 7 議案第 20 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係
条例の整理について

○議長（中山五男） 日程第 7 議案第 20 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行

に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、地方税統一QRコードを活用した地方税以外の公金収納に関する手続が定められたことに伴い、本市の3つの条例において、引用する条項に移動が生じたことから、一括して引用条項の整理を行うものでございます。

なお、本案は、国の法令改正に伴う単なる条項移動の整理であり、各条例自体の内容に実質的な変更はございません。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。御協力をお願いします。

休憩 午前 1 0 時 5 9 分

再開 午前 1 1 時 1 0 分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8 議案第 2 1 号及び日程第 9 議案第 1 7 号の、那須烏山市職員給与条例等の一部改正について及び那須烏山市職員特殊勤務手当条例の制定についての 2 議案について、いずれも関連するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

◎日程第 8 議案第 2 1 号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

◎日程第 9 議案第 1 7 号 那須烏山市職員特殊勤務手当条例の制定について

○議長（中山五男） よって、議案第 2 1 号及び議案第 1 7 号の 2 議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 2 1 号及び第 1 7 号につきましては、関連があるため、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 7 年 8 月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市職員についても、採用時の給与水準を確保するために、第 2 種初任給調整手当を新たに設けるとともに、近年増加している災害対応や感染症に係る防疫対応など、著しく危険、不健康等の特殊な勤務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給できるよう、関係条例について整備するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいま一括上程となりました両議案につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第21号についてでございます。

それでは、議案書の1ページ、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正、こちらを御覧ください。

第2種初任給調整手当及び特殊勤務手当を、給与の種類として新たに規定してございます。第2種初任給調整手当につきましては、採用時の給料月額等が、地域における民間賃金の最低基準を下回る場合に、その差を一定期間補完することを目的とした手当であり、人材確保の観点から制度を整備するものでございます。

続きまして、議案書の2ページを御覧ください。

特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不健康等の特殊な勤務で、給与上、特別の考慮が必要なものに従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給できるようにするものであり、対象業務などの詳細につきましては、次に御説明いたします特殊勤務手当条例、そちらのほうで説明することとさせていただきます。給与条例につきましては、その根拠を規定するものでございます。

続きまして、議案書の4ページを御覧いただければと思います。

第2条、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」と名称を改めるものでございます。

なお、議案書5ページの第3条、那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第4条、那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案書7ページの第5条、那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、第2種初任給調整手当及び特殊勤務手当を支給できるよう、それぞれ各条例について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第17号についてでございます。そちらの議案書を御覧いただければと思います。

令和6年能登半島地震を受け、総務省から、地方公共団体の職員が災害現場で行います避難所運営や罹災証明に係る家屋調査等につきましても、特殊勤務手当の支給対象作業に該当する、そういった旨の通知が発出されたことから、特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を新たに支給できるよう制定するものでございます。

支給額につきましては、人事院規則に準じまして、作業に従事した1日につき、上限を2,160円といたします。

また、公務の中には、災害応急作業と同様に、著しく危険、不健康等の特殊な勤務として、インフルエンザや豚熱等の防疫作業が存在しますが、栃木県及び県内25市町の中で、本市だけが唯一、特殊勤務手当を支給していない、そういった状況でございましたので、今般の条例

制定に合わせて、防疫作業等手当を新たに支給できるよう制定するものでございます。

支給額につきましては、人事院規則に準じて、作業した1日につき上限を760円といたします。

最後に、施行期日でございます。両議案とも、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、2つの議案を一括して詳細説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 先ほど議案の説明を総務課長からいただいたんですけれども、その中でちょっと気になる点があったので、教えていただきたいんですが、今まで栃木県内で、那須烏山市だけが特殊勤務手当のほうの支給を行っていなかった、条例で決まっていなかったとおっしゃったんですけれども、他市町のほうでは、条例で制定があつて、実際に支給というものは一般的に行われていたんでしょうか。

そういったところの事実関係をちょっと教えてください。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ほかの市町で条例に規定されている特殊勤務手当、そちらにつきましては、支給されていたものと認識しております。

以上となります。

○議長（中山五男） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 新しい給与体系で、なかなか言葉が入ってこないんですけれども、今回の件は、国が定めたものに準じて決めているということの確認が1点。

それと、第2条は今、荒井議員の質疑で分かりました。第3条で、防疫等作業手当、あと第4条、災害応急、ここで作業に従事した1日につき760円を超えない範囲でということと、次の第4条で、1日につき2,160円を超えない範囲でというのが、この数字の根拠がちょっと分からないことと、最低賃金制度の千何円の話、これとの関係も含めて、説明をお願いします。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） それでは、議案第21号のほうからということで、ちょっと順番が逆になってしまうかもしれませんが、最低賃金との関係というものがございましたので、こちらからお答えさせていただきます。

今回、第2種初任給調整手当という新たな名称の手当が創設されております。これは、国の人事院勧告に基づいて、こういった手当が創設されたものなのですが、中身としましては、今、各地域の最低賃金、これが軒並み引き上がっている。それで、ある都道府県では、高卒の初任給の給与月額、それを時給に換算し直すと、最低賃金より下回ってしまう、そういった事例が見受けられたと。そのような背景がございまして、今回、このような新たな給与制度が設けられたものでございます。

ただ現行、栃木県の最低賃金、そういったところの状況からすると、本市は直ちにこの手当の支給が発生する状況にはございませんので、今のところは支給の想定はしていない、そのような状況でございます。

それと、760円と2,160円の根拠というところになります。

詳細につきましては、規則のほうで定めさせていただくということにはなっているんですけれども、防疫等作業手当、こちらが760円上限という手当になるんですけれども、こちらにつきましては、感染症や家畜伝染病、そういったものが発生した際に、感染症患者や疑いのある者への対応、病原体が付着した物件の処理、消毒作業、家畜伝染病に係る防疫作業などを対象としています。

具体的な例で言いますと、高病原性鳥インフルエンザですとか豚熱などの発生時に行う家畜の屠殺ですとか、屠殺時の消毒作業、そういったものを想定しておりまして、作業内容に応じまして、290円または380円という内訳を設けてございまして、先ほど申しました、例えば家畜の屠殺とか、特に心身への負担が大きい作業につきましては、通常の単価より高い580円または760円、そういった金額を想定してございます。

また、災害応急作業等手当、こちらにつきましては、災害現場での巡回監視、応急作業や被害状況調査、警備や救助活動などを対象としているんですけれども、手当の額につきましても、いろんな種類の作業があるんですが、その作業内容に応じて710円から1,080円、これを基本としておりますが、夜間作業ですとか、著しく危険な場所での作業、こちらには加算がつきまして、最終的には、一番高い金額ですと2,160円になる場合があるということで、金額の上限を設定させていただいております。

以上となります。

○議長（中山五男） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 聞いている内容は、要は国の最低賃金との整合性はあるのかということと、さっきの高卒の何がしというのは、その基準を満足してないんだけど、これで行くというのは、それはもらう側にとってみたら理屈に合わないので、実際にそういう作業が発生して、支払うときにはどうするんだろうという疑問が湧いてきちゃうというのが次の2番目の質

間と、今の防疫何がしなんていうと、何か今の説明を聞けば聞くほど、こんな金額でいいのかと逆に思うんだけど、この辺の国との整合性というのは取れているのか。取れてないとしたら、これってそのままでいいのかという疑問が生じるので、もう少し詳細を教えてください。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） まず1点目、最低賃金との関係でちょっと疑問があるということですが、本市の給与月額でいきますと、人事院勧告の勧告に倣って、給与月額を定めております。その額を時給換算すると、我々の給料につきましては、最低賃金は上回っている状況でございますので、ある地域、ある都道府県の中では下回ってしまった都道府県もあったということで、そのようなことを背景に、今回この手当が創設されている、そういうような状況でございます。

また、先ほどの760円と2,160円、これが高いのかというお話なんですけど、人事院規則等に基づいて、金額のほうは設定させていただいておりますので、国に準じた単価ということで御理解いただければと思います。整合は取れておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（中山五男） 小堀議員、よろしいですか。

○9番（小堀道和） はい。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 特殊勤務手当、残念なことに、那須烏山市が一番最後だということですが、この特殊勤務手当に該当する作業をされた職員、過去ですけど、2年ぐらい前に遡って見たときに、そのような作業がまずあったのか、どれぐらいの人数が、おおよそで結構ですが、関わったのか。

それと、例えばお金を支払うときに、遡及して支払うということがよくあります。ですから、例えば1年ぐらい前にそういう作業をされたときに、遡って支払うという考えは持っていないのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

過去に本市においてそういった事例があったかということですが、例えば豚熱、こちらの対応、当時、延べ35人ほど、本市からもその対応に当たったんですが、まず1つはそういう作業。

それと、災害のほうの手当につきましては、令和6年能登半島地震、その際に住家被害認定調査というところで1名、避難所運営、こちらに2名、それ以外にも、保健師業務ですとか給水の応援とか、そういったところに職員が従事しておりますので、そういったものが今後は該

当になる、そのような認識でございます。

それと、もう一点、この手当、遡及して支給するのということなんですが、令和8年4月1日施行ということにさせていただいておりますので、令和8年度以降の対応ということで考えてございます。

以上となります。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今回、この議案21号の職員給与条例等の一部改正ということで、今の説明は分かったんですけども、実際そのような事例がないと適用にはならないのかなとは思うんですけども、おおむねこの改正によって、どのぐらい支給額総額が増えるような見込みがあるのか、ないのか、その辺ちょっとお知らせください。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） こちらは第2種初任給調整手当、また、先ほどの特殊勤務手当、いずれも、現時点で支給が想定されている状況ではございませんので、直ちに人件費を増やしてということは、想定してございません。

また、金額的にも、先ほど見ていただきましたが、お示しさせていただいた金額なので、それほど予算額には影響はないものだと私どもは認識しております。

以上となります。

○議長（中山五男） そのほか質疑等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第21号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 9 議案第 1 7 号 那須烏山市職員特殊勤務手当条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって議案第 1 7 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 1 0 議案第 2 2 号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第 1 0 議案第 2 2 号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 2 2 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県における申請手数料等のキャッシュレス決済への移行により、令和 8 年 4 月 1 日から、栃木県収入証紙の販売が廃止され、本市における同証紙の取扱いも廃止になることに伴い、所要の改正を行うものであります。

本基金は、市民課窓口におけるパスポートの申請に際し、国の手数料の納付には収入印紙、栃木県の手数料の納付には栃木県収入証紙が必要になることから、それらを窓口で取り扱うために設けたものでございます。

今回の改正により、栃木県収入証紙の取扱いはなくなりますが、国の手数料の納付には、収入印紙が引き続き必要になることから、基金自体は、収入印紙購買基金として残すものでございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 2 番 渋谷由放議員。

○1 2 番（渋谷由放） 収入印紙を、パスポートを作るときに扱うということで基金を設置

して、その基金から印紙を買って、そこで保管をしておいて、そこで売渡しして、後で精算するというのがこの事業なのかなと。事業というか、条例なのかなと思いますが、この第7条に、適正な収入印紙の購入計画を立てなければならない、このようになっておりまして、購入計画が立ててあるのであろうと思いますが、その辺についてお尋ねをします。

○議長（中山五男） 黒尾市民課長。

○市民課長（黒尾明美） ただいまの御質問にお答えいたします。

購入計画につきましては、適宜、手元の数と調整をしながら、見直しをしながら進めてまいっております。

以上です。

○議長（中山五男） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 手元に印紙があると。なくなってきたと。じゃあ、買うかというような感じかということでしょうか。そういうのは、計画と言うのかどうかということなんですけど。

○議長（中山五男） 黒尾市民課長。

○市民課長（黒尾明美） お答えいたします。

計画的にというところで、手元の状況も鑑みながら、在庫の確認をしながら進めております。適正に、多くなり過ぎない、少くなり過ぎないような形で維持してまいっております。

以上です。

○議長（中山五男） よろしいですか。

12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） よく理解はできませんが、とにかく計画を立てるというのであれば、それなりの計画をしっかりと、条例でそうなっていればですよ、そういうふうにしたらどうでしょうと。その場、その場で適当に買うというよりは、何か決まり事があるならばそれでやればいいし、なければ、この計画を立てるという条項を削っちゃうというのはどうなのかなと思いますけれども、答弁は結構です。

○議長（中山五男） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 10 議案第 22 号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 11 議案第 23 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第 11 議案第 23 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 23 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付金など、国が進める子育て政策の費用に充てるため、令和 8 年度から、これまでの課税額の区分に加え、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を賦課徴収するため、所要の改正を行うものであります。

主な内容としましては、課税の根拠を規定するとともに、税率については、所得税割を 0.3%、均等割額を 1,300 円、平等割額を 900 円に設定するとともに、18 歳以上に加算される均等割額を 100 円とするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、この子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額については、3 月末の地方税法施行令の一部改正で定められるため、賦課限度額に関する条例改正は、基礎課税額の賦課限度額並びに 5 割軽減及び 2 割軽減対象世帯の所得判定基準の見直しと合わせて、専決処分により対応させていただきたいと存じておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第23号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第24号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第12 議案第24号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、なすからこども園において、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施することに伴い、条例中に、乳児等通園支援事業の実施に関して明記するための所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由

の説明いたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま説明を受けたんですが、対応できる人数について、お答えをお願いいたします。

○議長（中山五男） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 今回、なすからこども園のほうで実施する予定としておりますが、市としましては大体、月の利用人数は、10人前後ではないかということで見込んでございます。

以上です。

○議長（中山五男） よろしいですか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） そうすると、それは月で延べ人数になるわけですか。

○議長（中山五男） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） おおむねの人数ですけれども、対象者は大体40人ぐらいいるかなと見込んでございまして、その中で、全員が利用することはないと考えられますので、大体その3割程度ということで、大体、利用する延べではなくて人数ですね。純粋な人数は、月10人前後じゃないかと市のほうでは予測しているところでございます。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第24号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第25号 那須烏山市火入れに関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第13 議案第25号 那須烏山市火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、近年、多発する大規模な林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めるため、南那須地区広域行政事務組合火災予防条例において、林野火災注意報及び林野火災警報を創設する一部改正が行われ、これらが発令される場合には、火の使用の制限が課せられることから、本市の火入れ条例における森林等への火入れの中止要件についても、新たに林野火災注意報及び林野火災警報が発令された場合にも対応できるようにする、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 全国的に森林火災があるところでございますが、今回、新たに林野火災注意報並びに林野火災警報というのを追加するというところでございますが、それぞれどのような状況のものを注意報とするのか、並びに林野火災の警報を発するのはどのような状態を指すのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、林野火災注意報、こちらの発表条件ということになるんですけれども、前3日間の合

計降水量が1ミリ以下、プラス前30日間の合計降水量が30ミリ以下または乾燥注意報が発表ということで、これを組み合わせた条件によって、注意報になるということになります。

また、その1つ上の林野火災警報、こちらは、林野火災注意報に加えて、強風注意報が発表された場合に林野火災警報になると、そのような基準で発表されているものでございます。

以上となります。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 中身については分かったんですけども、実際にこれを適用するのには、例えば広報車等で巡回するとか、あるいは何か市民に知らせる対策を、どのように考えていますか。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） こちらは、南那須地区広域行政事務組合、そちら所管の火災予防条例がベースになっているということで、消防本部のほうで啓発活動は行っているかと思いますが、市としましては、インフォカナル、そういったものを通じて、既に1月以降、周知をさせていただいております。

以上となります。

○議長（中山五男） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） この条例は、すごく細かいですね。風下、風上はどちらから火をつけるとか、壁のときには上からか下からかとか、物すごく具体的なので、すごいと思うので、これをきちんと知らせることというのは相当、工夫が必要かなと思うのと、あとは一番気になるのは、これは罰則規定って何か決めていますか。何もないので、これだけ火を扱うのに細かくやっているものを、実際に罰則規定があると、何かもっと迫力が出そうな気がするんだけど、どうですかね。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、注意報に関しましては、それを破ったからといったような罰則はございません。

警報につきましては、これは義務化になってございますので、罰則規定がございます。実際のところ、警報が発令されました、それに伴ってまた火を使ってしまいました、そうした場合には、30万円以下の罰金にまたは拘留に処する、消防法の規定によって、そのようなことがございます。

ですから、消防署のほうに問い合わせたところ、実際そこまでの措置はとることがないかなということはおっしゃっていました。

以上でございます。

○議長（中山五男） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 僕の質問の意図は、やっぱりこれだけ細かく規定しないと、なかなか山火事その他を抑えられないんだと思うんですけれども、一市民として思うのは、やっぱり罰則で、江戸だったら大変ですよ、死刑ですからね。放火なんかしたら。そういう罰則規定というのがあると、やっぱりかなり行動を規制することになるんじゃないかなと思うので、今、農政課長が言ったようなことが、どこまで範囲が入ってくるのか分からないんだけど、そういうものはセットでやっぱりやるべきじゃないかなということを希望しますけれども、一言だけコメントをお願いします。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） こちらは、あくまでも「以下」という表現になっているので、必ず取りなさいよというの、罰金、または拘留というのもございます。ですので、罰金を払わなくても拘留で済む場合もございます。その頻度というか、期間については、ちょっと聞いてないというか、頭の中に入っていないんですけれども、罰金または拘留というので罰則規定はされてございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 条例について御説明いただいたんですが、分からないところがあるので、自分の理解不足かもしれないんですが、教えてください。

まず、条例の2ページの第4条のほうに、現行のほうでは、許可証の交付とか不許可時の理由を記載した書面を申請者に交付するとあります。今回、許可証の交付がないようなんですけれども、もしかしたらほかに定めている規則に載っているのかもしれないんですが、この許可証の交付がないのとか、火入れの通知、旧第8条のほう、こういったところが削除されている理由を教えてください。

また、あと規則を新たに定めるのであれば、後で議会のほうでも共有していただければと思います。こちらは要望です。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、ざっくりと言いますと、条例というのは大筋を決めておくと。それで、今の荒井議員の御質問に関しましては、規則委任で補完するというような形で今回、改正されているところでございます。なので後日、規則に関しましては、情報共有はさせていただこうかと思っております。

削った理由に関しましては、いろいろとほかのところの参考というのもございます。今回、

この火入れ条例のほうも久しく、合併以後、改正されていなかったというのもございます。今般、注意報と警報が新たに入ったということも踏まえたところ、このような中身で精査を図ったということで、御理解いただければと思ってございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ほかの他市町の条例とかを参考にされたんだと思うんですけども、例えば旧第4条第2項とか、こういったことを行う予定があるのか、ないのか。旧第8条に関してもお願いします。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） こちらのほう、条例のほうでは、規則に委任するということでの概略になってございます。

ですので今般、旧条例のほうで、要は削除になっている部分というのが、全て規則で定めるというような形になっているので、例えば改正前の第8条の、例えば火入れの通知につきましては、規則の中で明示をするというような形でつくる予定になってございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 規則で定めるということなんですけれども、この条例を新たにやることによって、職員だったり申請者のほうで手続が簡素化されたりとかすることはないということでしょうか。全くこれと同じものを、ただ条例を変えただけということなんでしょうか。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらのほうに関しましても、条例のまんまというのもちょっともったいない気がしますので、それに関しましては、法規担当のほうとも相談の上、あまり皆様にお手間をかけさせないような形で考えさせていただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第25号 那須烏山市火入れに関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

条例が全て終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。よろしく御協力のほどお願いします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案第9号から日程第21 議案第16号までの、令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について、令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第3号）について、令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、令和7年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）について、令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第4号）について、以上8議案につきましては、いずれも令和7年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

◎日程第14 議案第 9号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）
について

◎日程第15 議案第10号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第16 議案第11号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算
(第3号)について

◎日程第17 議案第12号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正
予算(第2号)について

◎日程第18 議案第13号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算
(第4号)について

◎日程第19 議案第14号 令和7年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算
(第1号)について

◎日程第20 議案第15号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第3
号)について

◎日程第21 議案第16号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算(第
4号)について

○議長(中山五男) よって、議案第9号から議案第16号までの8議案につきましては、
一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長(川俣純子) 議案第9号から議案第16号まで、一括して提案理由の説明を申し上
げます。

まず、議案第9号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算(第9号)についてございま
す。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ10億7,303万8,000円増額し、補正後
の予算総額を144億5,503万6,000円とするものであります。

今回は、普通交付税、国・県補助事業等、歳入の実績見込みの精査に伴う増減や、歳出の実
績見込みの精査に伴う増減が生じましたことから、必要な補正予算を編成したものであります。

また、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債について、それぞれ所要の予算を措置い
たしました。

では、主な内容を説明いたします。

まず、歳出であります。

全体的な事項といたしまして、財源不足が見込まれる事業費の増額、事業完了に伴う不用額
の減額、過年度補助金の精査に伴う償還金を計上しております。

差額の余剰金につきましては、財政調整基金、市有施設整備基金、庁舎整備基金、地域振興基金に積立金を計上しております。このうち、市有施設整備基金につきましては、今後の公共施設再編に係る財源として活用し、地域振興基金につきましては、国債や地方債による中長期的な運用に取り組み、その運用益を地域振興に係る事業に活用してまいります。

そのほか、各款ごとの主な事項といたしまして、総務費のふるさと応援基金積立金につきましては、令和7年1月から12月のふるさと納税による寄附金を基金に積み立てるものであります。

総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業費につきましては、住民基本台帳施行令の一部改正により、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が追加されることに伴い、住民基本台帳の旧氏及び旧氏の振り仮名を連携させるため、戸籍附票システムの改修費等を計上するものであります。

民生費の私立保育園施設運営委託事業費につきましては、国が定める教育・保育施設の公定価格が引上げになったことに伴い、財源不足が見込まれる事業費を増額するものであります。

衛生費の保健衛生総務費につきましては、那須南病院分の地方交付税が見込みを上回ったことに伴い、広域行政事務組合への病院費負担金を増額するものであります。

農林水産業費の団体営土地改良事業費につきましては、令和7年度分の県支出金が増額になったことに伴い、令和8年度に予定していた農業用ため池の防災工事実施設計書作成等を令和7年度に繰り上げて計上するものであります。

土木費の防災集団移転促進事業費につきましては、令和7年度分の国庫補助金が増額となったのに伴い、令和8年度に予定していた下境地区の住宅団地造成等を、令和7年度に繰り上げて計上するものであります。

教育費の学校施設管理費及び学校運営費につきましては、破損した設備の修繕や物品の更新に伴い、修繕費等を計上するものであります。

次に、歳入であります。

普通交付税につきましては、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金につきましては、実績見込額の精査に伴う増額及び減額であります。

市債につきましては、実績見込額の精査に伴う増額及び減額であります。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金、総務費寄附金の計上であります。企業版ふるさと応援寄附金につきましては、光洋産業株式会社、株式会社長島養豚、合同会社あおぞらマネジメントからの寄附であります。総務費寄附金につきましては、2団体からの寄附であります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で事業に活用しており、御芳志に対し深く感謝を申し上げますとともに、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第 10 号 令和 7 年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出予算をそれぞれ 8,957 万 8,000 円減額し、補正後の予算総額を 31 億 6,586 万 4,000 円とするものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費のうち、療養給付費及び高額療養費等が見込みよりも下回ることから、減額いたしました。

また、諸支出金では、過年度分交付金の精算による償還金や、特別調整交付金の返還金を計上しております。

なお、今年度末をもって廃止する高額療養資金貸付基金の基金残高につきましては、財政調整基金に積立てを行うこととしました。

歳入の主な内容は、保険給付費等普通交付金が見込みよりも下回ることや、県交付金等の交付額の確定に伴い、県支出金を減額するものであります。

また、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い、一般会計繰入金を増額いたしました。

なお、前年度繰越金は、精算の上、増額し、そのほか不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金を増額して措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算をそれぞれ 44 万 6,000 円増額し、補正後の予算総額を 5,923 万 2,000 円とするものであります。

歳出の内容は、一般管理費において、医師住宅のガス給湯器の修繕に要する経費を計上するほか、預金利率の上昇に伴い、診療所運営基金利子が当初の見込みより上回ることから、基金積立金を増額するものであります。

歳入の内容は、七合診療所の診療収入等が見込みを下回ることから、減額するものであります。

また、今年度、七合診療所の手すり設置工事に要した費用については、特別調整交付金として措置されることから、県支出金を増額いたしました。

なお、不足する財源につきましては、運営基金繰入金を増額し、措置いたしました。

次に、議案第 11 号 令和 7 年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ 42 万 3,000 円減額し、補正

後の予算総額を4,804万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、熊田診療所内の男子トイレの修繕費用を計上するほか、臨時休診等により開設日数が減ったことに伴い、医師派遣業務委託料を減額いたしました。また、医薬品衛生材料費の所要額の精査に伴い、減額をいたしました。

歳入の主な内容は、実績に応じて文書手数料を減額するとともに、へき地診療所補助金の交付額が見込みより減ることから、減額するものであります。

また、前年度繰越金は精算の上、増額し、そのほかの財源については、運営基金繰入金からの繰入額を減額し、調整いたしました。

次に、議案第12号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,756万5,000円増額し、補正後の予算総額を4億3,230万1,000円とするものであります。

主な内容は、後期高齢者医療保険料の調定額が当初の見込みより増えたことから、歳入の医療保険料を増額するとともに、歳出の広域連合納付金を増額いたしました。

また、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、歳入の一般会計繰入金を減額するものであります。

なお、前年度繰越金は、精算の上、増額いたしました。

次に、議案第13号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ3,395万3,000円増額し、補正後の予算総額を28億4,356万9,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費の増額でございます。

なお、財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第14号 令和7年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、那須烏山市境財産区特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ153万円増額し、補正後の予算総額を214万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、財産収入の金利確定に伴う増額14万2,000円、横枕地内の分収林の売払い収入139万8,000円を増額し、繰越金を1万円減額するものであります。

歳出につきましては、増額した歳入を境財産区運営基金に積立てするため、積立金に153万円を増額するものであります。

次に、議案第15号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでござ

ざいます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を247万3,000円減額し、補正後の予算総額を6億1,658万円とするものであります。

主な内容は、給水収益の減額であります。

また、収益的支出を485万円増額し、補正後の予算総額を5億8,539万7,000円とするものであります。

主な内容は、固定資産の取得に伴う減価償却費、固定資産除却費の増額及び消費税の増額であります。

また、資本的収入を1億1,180万2,000円増額し、補正後の予算総額を2億6,326万9,000円とするものであります。

主な内容は、配水管更新工事及び水道施設の耐震補強工事の実施に伴う企業債の増額及び国庫補助金の増額であります。

また、資本的支出を2億7,053万6,000円増額し、補正後の予算総額を7億3,960万9,000円とするものであります。

主な内容は、配水管更新工事及び水道施設の耐震補強工事の実施に伴う上水道整備費の増額であります。

最後に、議案第16号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的収入を423万6,000円減額し、補正後の予算総額を3億5,604万4,000円とするものであります。

主な内容は、下水道使用料の減額であります。

また、収益的支出を892万1,000円増額し、補正後の予算総額を3億4,152万9,000円とするものであります。

主な内容は、固定資産の取得に伴う減価償却費の増額及び消費税の増額であります。

また、資本的収入を130万1,000円減額し、補正後の予算総額を1億4,008万円とするものであります。

主な内容は、補助対象事業の精査による国庫補助金の減額であります。

また、資本的支出を1,156万2,000円増額し、補正後の予算総額を2億7,708万8,000円とするものであります。

主な内容は、興野水処理センター回分槽コントロールユニット修繕工事の実施に伴う下水道整備費の増額であります。

以上、議案第9号から議案第16号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、市長から補正予算の説明がございました。何点か質問させていただきます。

まず、補正予算書の35ページ、広報費のほうで、なすからSNS管理運営費、こちらの353万5,000円減の内容を教えてください。

それと、43ページ、一番下に予防接種事業費とあるんですけども、今、予防接種の現状はどういうふうになっているのか。接種率とかそういったところが分かれば、教えてください。

それと、45ページ、こちらは説明あったと思うんですけど、団体営土地改良事業費の6,408万4,000円の内容を教えてください。

それと、51ページの一番下のほうに、中学生海外派遣事業費、こちらの内容を教えてください。

それと次、53ページのほうで、一番下のほうに南那須B&G海洋センター管理費、こちらの増の理由を教えてください。

それと、先ほどちょっと私、聞き逃してしまったかもしれないんですけども、広域の病院のほうへの支出金の話があって、これは積立てでしたっけ。これは広域のほうから要望として請求というか、要望されている額に届くものなのか、十分なものなのか、そこら辺に関して教えてください。

○議長（中山五男） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 私のほうからは、まず35ページ、なすからSNS管理運営費、こちらは事業費の確定により、減額させております。

こちらはLINEの導入経費になりまして、初期構築費等はいかからなかったものですから、委託料が全額、194万7,000円落ちております。それと、LINEの拡張機能も実際、予算よりもかなり安く入りまして、こちらで100万1,000円の減額です。

公的個人認証のサービスについても、36万3,000円ほど減額しております。電子決済代行サービスについても、22万3,000円ほど減額しまして、合計で353万5,000円の減額となります。

続きまして、43ページの予防接種事業費になります。こちらにつきましては、ワクチン接種の接種者の減少によりまして、減額したのになります。これは令和7年4月から、4種混

合ワクチンが5種混合という形になりまして、ヒブワクチンの接種が不要となったことにより、減額しているということでもあります。

接種率については、ちょっと数値、持っておりませんので、お答えすることができません。

それと一番最後の、広域病院からの金額についてですが、こちらは広域から要望された金額となっております。

以上になります。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 私のほうからは、45ページの団体営の件につきまして御説明申し上げます。

まず、大きく団体営といいましても、今回、国庫もございます、県単もございます。大きく分けて3つございます。まず簡単なほうから言いますと、県単の農業農村整備事業というのがございまして、高瀬のあそこの今、真っ先に工事中のところ、当初想定し得なかった工事種目、仮設工なんです、そちらの増に伴う増額で、県が35%、市が20%、地元45%で、市の補助の当初予算としては、140万円を見込んでたんですが、そちらのほうで35万8,000円増の、合計で175万8,000円というのが市の負担になってございます。

あともう一つ、県営農業用河川工作物応急対策負担金ということで、通称、旭地内にあります掘り抜きの隧道がございます。那珂川から隧道で宮原を上流側といたしまして、野上のほうに抜ける、あそこら辺一帯の隧道でございます。その工作物、県単のほうでやっていたわけなんです、その中の工事種目で、仮設道路として利用していた堤防道路の舗装復旧工事というものを予定していたところ、そちらが不要になったということに伴いまして、その減額分、220万4,000円が、この掘り抜き隧道のほうで減額となってございます。

それともう一つが、これは金額が多いですけども、防災重点農業用ため池緊急整備事業、まず令和7年度の当初につきましては、5か所で修繕しますよという実施計画書の作成について、こちらのほうでの増額分、あと1か所、廃止工事の設計作成、こちらのほうは当初220万円だったところ、こちらは確定しまして、218万9,000円、これは減額ですけども、そちらの分。

あと新規といたしまして、うちのほうでは令和8年度に想定はしていたところなんです、まず市内3か所の実設計作成費、こちらは負担割合としては国が55%、県25%、市が20%というので、その3か所の実設計分として2,024万円。

あと令和8年度に予定しておりました1か所の防災工事ですけども、負担割合、こちらも同じく国55%、県25%、市20%、事業費につきましては4,100万8,000円。

あと1か所、これも令和8年度に想定しておりました廃止工事、これは負担割合、国

100%でございますけれども、428万6,000円。

先ほど言った新規と呼ばれるものにつきましては、こちら全て令和8年度への明許繰越の対象となっているということになってございます。

説明は以上となります。

○議長（中山五男） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 私のほうからは、51ページ、中学生海外派遣事業131万円の減額について御説明いたします。

こちらにつきましては、令和7年度、オーストラリア、シドニーに中学生を海外派遣した事業費の確定に伴う減額補正211万円と、あと令和8年度に中学生海外派遣を実施いたしますので、そちらの現地調査費等の委託料80万円を計上しております。

令和7年度の事業費につきましては、748万9,622円でありました。派遣生徒が9名、随行2名の11名で実施をしております。

また、令和8年度の中学生の海外派遣の現地調査委託料につきましては、最適な訪問校、それからホームステイ先を早急に選定する必要がありますので、そちらを計上しております。

以上です。

○議長（中山五男） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 私のほうからは、53ページのB&G海洋センターの管理費についてお答えいたします。

大きなものは、過日、盗難に遭ってしまったエアコンの修繕工事で148万9,000円。それと、事業精査によります業務委託料の減額が、27万8,000円減額となりましたので、合計121万3,000円の補正になります。

以上です。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 補正関係なんですけれども、歳出のほうで何点か質問したいと思います。

38、39ページの障がい者福祉費というのが、636万7,000円の増額となっております。障がい者療養介護、医療費、並びに、特に障がい者自立支援医療費というのがかなり増えているんですけども、この内容というか、これをお知らせください。

次に、生活保護関係も、42ページ、43ページ、かなり増えていると思います。そこで、生活保護総務費729万9,000円、扶助費が774万2,000円、この増えている理由ですね。いわゆる物価高騰による生活困窮が広がっているのかなと思うんですが、この内容についてお示しをいただきたいと思います。

それと、その下の保健衛生費関係なんですけれども、保健衛生費は減っているんですが、保健衛生総務費は増えているというような内容になっていますが、項目で見ますと、保健衛生総務費が1,108万3,000円と説明欄にあるんですけども、この辺の背景についてお示しをいただきたいと思います。

農地費については今、説明がありましたので、割愛します。

それで、48、49ページ、同じような質問になっちゃうんですが、都市計画費は補正額が増えています、その下の都市計画総務費は大幅に減っております。その関係はどういうことなのか。

それと、その上の49ページの急傾斜地崩壊対策事業費というのが102万円計上されていますが、負担金、補助金及び交付金というような内容でございますので、この中身についてお知らせいただきたいと思います。

さらにその下の防災集団移転促進事業費というのが、補正で1億400万円増額になっております。先ほど市長提案理由の中にありましたように、令和8年度に事業計画を進めようとしていたものが、令和7年度に繰上げ実施することになったということなんですけれども、49ページの項目を見ますと、委託料が600万円と、工事請負費が9,800万円となっておりますが、これは7年度からどんな具体的な事業をするのか、お示しをいただきたいと。

以上です。

○議長（中山五男） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） では、健康福祉課に係るもの4点ございましたので、お答え申し上げます。

まず、39ページの障がい者自立支援医療費でございますが、こちらにつきましては、更生医療、特に腎臓、免疫、肝臓、心臓等の障がいのある方に対しての医療になっていまして、こちらの公費負担になっております。その中で、生活保護を受けている方だと10割更生になるものですから、その生活保護を受けている方が1名増加しましたので、その分の増加。併せまして、令和6年度の国庫負担金の精算に伴う償還金が発生していますので、その増額になっております。

続きまして、2点目、43ページ、生活保護総務費でございますが、こちらは生活保護扶助費の増額補正になっていまして、入院されますと、どうしても10割生活保護になってしまうものですから、高額の治療が必要になってくるもので、その分に伴う増額になっております。

失礼しました。先ほどの、ただいま説明申し上げました生活保護総務費のほう、訂正させていただきます。そちらに関しましては、令和6年度の国庫負担金の精算に伴う償還金の増額補正になっています。申し訳ありません。

続きまして、生活保護扶助費でございますが、そちらが医療費なんかの増加に伴う増額補正になっております。

続きまして、同じページ、保健衛生総務費、こちらに関しましては、那須南病院の負担金のほうの交付税額が決定したことによる増額でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） それでは、お答えいたします。

まず第1点目、都市計画費は増えているのに、その中で総務費は減っている、その関係というのですが、こちらは防災集団移転促進事業費が1億400万円、こちらが大幅に増えていきますので、都市計画費全体がこのように増えたという形になってございます。

2番目の質問です。急傾斜地崩壊対策事業費の102万円、こちらは県施行の急傾斜地崩壊対策事業、小滝田1-A、滝田ですね、こちらの事業費が確定いたしました。こちらの事業費1,020万円に対しての10%の負担金ということになってございます。

3点目、防災集団移転促進事業費、具体的な内容ということでございます。委託料につきましては、両地区の事業支援業務です。こちらで600万円を計上してございます。

工事請負費、こちらは下境の住宅団地整備工事ということで9,800円、こちら粗造成と調整池の工事を実施する予定となっております。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） まず、一般会計なんですけど、51ページの空家対策事業費487万5,000円でしょうか、減額になっていきます。これ、もしかすると調査費か何か委託をしたんだけど、安く出来上がったというような話なのかなとも思うんですが、もしそれであれば、そういう資料をどこへ行ったら見せてもらえるのか、また見せてもらうことができないのか、その辺を1つ教えていただければと思います。

あともう一つが、水道事業なんですけど、水道事業会計の5ページになりますが、ここで原水及び浄水費の動力費が、1,200万円がマイナスになっていると。この動力費の1,200万円減額というのは、どういう理由があるのかということ。

あともう一つが、下水道事業会計の5ページ、収入が5,582万6,000円と、これは当初予定ですが、350万7,000円の減額であると。そうすると、この350万7,000円というのは、収入5,582万6,000円からすると、6.28%だということですね。人口減少だからとかということじゃなくて、例えば上水道のやっぱり5ページを見ますと、収入は

5億5,116万6,000円で、減額が220万円ぴったりですね。そうすると、これは、比率からすると0.39%だと。

そうすると、下水道会計の収入の見込みというのは、何でこれほど大幅に狂ったんだと。加入見込みしていたんだけど、加入してもらえないとか、そういう実態があるんだろうなとは思いますが、その辺のところを教えていただけるとありがたいと。あと境財産区なんですが、分収林というものがあって、この分収林というのは多分、県とか、昔でいう営林署とか、そういうところと土地を貸して木を分け合って収入を得ると、こういうものなのかなと思うんですが、まず分収林、これの153万円の収入がありましたということで、何ヘクタールで、何ほどヒノキとか杉とか、どの辺、何石切って、分収林の比率といいますか、どういうふうに分けたんだと。

この辺のところをお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） まず初めの質問にお答えします。

空家対策事業費、487万5,000円。こちらの減に関しましては、1つ目は、議員おっしゃるとおり、空き家の実態調査。

こちらが437万5,000円ほど減額補正しております。

あと一つ、特定空家等除去事業費補助金というのがありまして、こちら5件のうち、当初、5件見込んでいたんですけども、対象者の都合、4件に減ってしまいまして、50万円の余り分ということで437万5,000円と50万円を足して、487万5,000円の減額補正ということになってございます。

こちらの調査資料、こちらは今、調査まだしている段階でございます。ただいまアンケート調査をしていて、それを待って、そのアンケート結果に基づいて、次期空き家対策を決めていくということでございますので、そこら辺がまだまとまっていない状況でございます。今年度中にまとめていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） それでは、上下水道課関係の御質問についてお答えいたします。

まず、水道事業に係る動力費、1,200万円の減ということについてでございますが、こちらにつきましては、水道施設の電気料でございまして、あくまで実績ベースで予算のほうは、編成いたしましたが見通しから、今回補正にて1,200万円の減というような形を取った

ということでございます。

また、下水道事業に係る御質問でございますが、下水道使用料350万7,000円の減という件に関してでございますが、こちらにつきましては、令和7年12月末時点で、今回、補正予算の数字等を整理しておりまして、1月分の収納がまだ入っていないというような状況もあったことから今回、このような、大きな数字になっているというような状況でございます。

上下水道課に関しては以上でございます。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） それでは、境財産区の分収林の収入について、お答えをいたします。

今回、分収林の売払いとしましては、販売金額が370万円。その4割が境財産区の持分ということで、139万9,000円の収入になってございます。

内容についてなんですが、こちらにつきましては、県営林につきまして、栃木県と分収造林契約を締結してございます。今回は横枕地内の、金掛Ⅰ県営林というところと、金掛Ⅱ県営林、その2か所について売払いを実施したものでございます。金掛Ⅰ県営林につきましては、面積が1.13ヘクタール、材積、木の量につきましては611.49立方メートル。金掛Ⅱ県営林につきましては、0.83ヘクタール、材積につきましては、526.73立方メートルということになってございます。

木の種類につきましては、金掛Ⅰの県営林につきましては、杉及びヒノキになります。金掛Ⅱの県営林につきましては、ヒノキという内容になります。

以上となります。

○議長（中山五男） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） もう一回確認なんですが、下水道の会計については、まだ収入が、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、何月分かが入ってないので、350万7,000円という大きい落ち込みがあるんだというような話だったんでしょうか。その辺、ちょっとよく理解ができないので、お金は水道料金でもって計上して、一緒に何かもらっているような気がするんです。うちの場合はそうです。ということは、水道がそういうふうに計上されれば、下水道も当然のごとく計上されると思うんですけれども、今の説明では、どうも違うということが1つ。

あと水道事業、下水道事業、大体、水道事業が5億5,000万円ぐらいの売上げで、大ざっぱに6億円ですかね。それで、下水道3億円ぐらい、収入は5,000万円ちょっとですけれども、使っているのは3億円ぐらいなんだと。電気料が1,200万円下がったということであれば、下水道もある程度は下がるんじゃないのかと、こういうふうに思うんですけれども、

その辺のところはいかがですか。

○議長（中山五男） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの渋井議員の御質問にお答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、水道料金に基づいて、下水道使用料というものについても算定をしているところでございます。

まず今回、3月補正予算の編成に当たりまして、ある程度、見通しは立てて今回、補正の増減等を行っているところです。ただ、当初の予算の見込み金額ですか、が多少大きかったということに関しては、見積りが下水道使用料に関しては大きかったのかなというところでは、私自身も感じているところでございます。

また、確かに1月分については収納前ということで、不確定な部分、精算等も済んでいないというような部分もございましたので、多少多めに今回、大きな数字に見えるような形での下水道使用料の減となっております。

また、御質問いただきました、水道の6億円に対して電気料金1,200万円の減と、それについて、下水道についてはいかがかということに関してでございますが、その辺の水道と、また下水道について、電気料金の予算の算定といいますか、見積りの仕方が若干、その辺の強めで見ている、弱めで見ているというようなことがございました関係で、今回、水道につきましては、1,200万円の減というような大きな数字となって表れたということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 1つ理解ができないというのがまず。後でまたよく伺います。

水道とか下水道とかというのは、エネルギーをたくさん使う事業なんですね。やっぱりそこら辺の精査もしっかりやってもらいたいと思うのと、1つ何が問題かという、下水道は、大ざっぱに3億円ぐらいの仕事をして、5,000万円ぐらいの収入なんだと。2億5,000万円は持ち出しだよと、大ざっぱですよ。そうすると、少しでも売上げの確保、簡単に言うと、いっぱい使ってくれというわけにいかないの、当然、加入者を増やすんだと、こういうような意気込みを皆さん持って、いろいろ歩いていただいたり何かしているんですが、それにしても、加入者がいないというのは、これで見るとれるのではないのかなと思うので、この計画を立てるときも、当然、加入者何名とかとやったんだけど、そこまで行かなかったとかというところが、補正するときには必要ではないかなと思うと申し上げまして、答弁は結構ですから、よく精査をしてもらいたいと、こういうふうに思います。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 一般会計補正予算の中からですけれども、45ページの下の枠の中か

らだけ、ちょっと質問をさせていただきます。

農業委員会運営費268万5,000円ですか、これの内訳。

それと、園芸振興事業費というんですかね、547万2,000円の減額、それと、環境保全型農業直接支払支援対策事業費と長いんですけども、82万4,000円の減額、それと、多面的機能支払交付金事業費238万9,000円の減額の詳細をお願いします。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの4点につきまして、お答え申し上げます。

まず、農業委員会の運営費でございます。こちらは、県より交付されております農地利用最適化交付金というのがございます。そのうち、農業委員と農地利用最適化推進員の活動実績及び成果実績というものの精算金が、要は県から上乘せされたというような中身でございます。

県支出金につきましては、203万5,000円、あと一般財源持ち出し分が65万3,000円、計268万5,000円の増額補正ということでございます。

続きまして、園芸のほうでございます。こちらは、基本的に当初1,500万円、計上がございました。中身的には、申請者数増、昨年よりは増だったんですけども、補助金額の上限額が150万円なんですけど、そちらまでに満たない、要は少額な事業費になってしまいまして、人数は多くなったんですが、補助対象の総額が減少となって、結局のところ547万2,000円は落としたというところでございます。

続きまして、環境保全型農業直接支払いでございます。基本的に、こちらは農地の環境保全を目的といたしまして、うちのほうで市内8団体宛てに、2パターンがございます。まず、化学肥料5割を低減しつつ、総合補助、草刈り等を行うパターンと、あと有機農業の取組、化学肥料を使わず有機農業の取組で、環境保全に寄与するというような2パターンがございます。

まず、先ほど言った化学肥料5割低減プラス草刈りにつきましては、全体で申し訳ございませんが、82万4,000円の減。予算上はそういうになってございます。

あと、多面的機能支払交付金でございます。こちらにつきましては、地域の農用地、水路、農道等の保全管理を地域協働で実施する、その活動自体に対しての交付金でございます。

基本的に、こちらのほうは11団体に交付しているところでございますけれども、対象面積が減になったことに伴いまして、国で119万4,000円の減、県の交付金で59万8,000円の減、市として59万7,000円の減ということでの内訳の減額補正でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 今ちょっと確認なんですけど、農業委員会運営費ということは、農業委

員会の推進員とかの活動が活発だったということで、増えたというような意味合いでよろしいんでしょうか。

それと、多面的機能交付金事業に関しては、団体は減っていないんでしょうか。団体は減っていないんですけども、そこに関わる面積がそこまでに至ってなかったので補償額が、補償額というか、交付金が減ったと考えてよろしいのかお伺いします。

○議長（中山五男） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの2点について、お答え申し上げます。

農業委員会に関しましては、議員のおっしゃるとおり、当初うちのほうで想定した活動日数、農地パトロール、また日々の巡回等の回数が、実際想定したより多くなったということでのアップ分ということで理解していただければよろしいかと思います。

あと、多面的につきましては、ここ数年、団体数は変わってはいないんですけども、やはりおっしゃるとおり、取組面積、実施面積が少なくなったというのが原因、理由でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 農業関係、那須烏山市でも基幹産業と言われておりますので、ぜひ農業関係がスムーズに運営できるように、市もバックアップしていただきたい。

それと、多面的機能交付金に関しては、私も一般質問で何度か質問をしているんですけども、ぜひ、もっと地域の団体にアピールをしまして、ぜひそれを使うべきだと私は思っております。

それもこれも、結局は農地を守るためです。それでやはりお金をもらいながら管理するという形もできますので、そういうことをきちっとそういう団体に説明をされて、もっと広げていただければと希望いたします、終わります。

○議長（中山五男） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 2点ほど。1つは、一般財源、47ページの地籍調査の費用が大幅に減になっている理由と、今後の見通しを教えてください。

あと、やはり従来からの課題として、熊田診療所、これの資料は熊田診療所特別会計の2ページ、3ページをちょっと、3ページを見てほしいんですけども、2ページ、3ページ、この熊田診療所を運営するに当たって、いろんな形態が今まであって、現在になっているわけですけど、一般財源から繰入れが二千三百何がしで、減ったとしても、やっぱり2,347万6,000円か、を投入しないと成立しないということで、国の応援の金額も、初めは1,178万7,000円あったのが、大きく減って、700何万円に減ってしまったことがちょっと気になったものですから、ちょっと質問しているんですけども、結局、僻地の診療体制だといっても、ここを医療体制をしいたときに、先生がずっと100%、患者さんを見ている

体制であれば、ある程度納得できるんですけども、多分半分ぐらいしか患者さんが来てないということを仮定した場合、とすれば、やっぱりこれは頑張ってもらって、那須南のほうに来てもらうということになれば、医療としても充実するんじゃないかなと思うんですけども、この辺の課題というのをどういうふうに考えて、やっぱり1人でも2人でも患者さんが来るのであれば、これだけお金払ってでも開くんだという方式でいくのか、それともやっぱり協力してもらって、医療の体制を充実させるのかという、そういう課題が見えてくるんですけども、この辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（中山五男） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） それでは、まず1番目の質問、47ページ、地籍調査事業費が大幅に減っているのはなぜかというところです。

こちらは、27ページにございます地籍調査事業費負担金、こちら国・県からの負担金となっております。こちらが大幅に減になったことに伴い、こちらの事業も減になっているところでございまして、今現在やっている箇所が、城山1地区、中央6地区ということで、こちら、烏山高校から烏山変電所の辺りの西側の山と、中央6地区が烏山高校から南へ、烏山庁舎訪問に向かった西側の山をやっております。

こちら、引き続き令和8年度も、その2年目工程、さらには中央7地区というところで、次のステップに進んでいきます。

令和6年現在、地籍調査の概要というところで、那須烏山市全体の面積で174キロ平米で、実際、調査実施済み面積が115.5キロ平米、進捗率としましては79.64%となっておりますので、今後さらに、重点的に市市街地、そちらを進めていきたいと考えております。

御理解よろしくをお願いします。

○議長（中山五男） 川俣純子市長。

○市長（川俣純子） 熊田診療所の運営の話になるので、私のほうからお答えさせていただきます。

補正ではないと思いますが、何年か前に、地域の方々にアンケート調査をさせていただきました。そのときに残してほしいという意見が多かったので、残す方向で今進めています。

その結果、ただ診療所にかかってくる患者さんは全然、多いわけではなく、多少増えてはきていますが、経過を見させていただきたいと思っています。

七合診療所に対しても、那須南病院のやはり患者数とかいろんな経営とかも考えますと、大きな意味での病院経営というのを考えていくようだと思いますので、ただいま結論が出るほどではないので、もう少しお時間をいただきながら、経過を見ていきたいと思っていますので、よろしくそのときには対応させていただきたいと思っていますので、お願いいたします。

○議長（中山五男） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 熊田診療所はいろいろあったので、ただこれは今のままずっと続けるというわけにいかないと思うので、やっぱりその課題は、いつもこう持ってなきゃいけないんで、これをよろしくお願いします。

地籍のほうは、これは予定でいけば、そんなに大したあれではないという判断なのか、それともやっぱりお金だけの問題なのか、それともまだ頭使うとか資料を使って進めるというようなことだとか、あと優先順位を変えなきゃいけないとかそんなことにはなっていないのかどうかも含めてちょっと見解をもう一度お知らせください。

○議長（中山五男） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 地籍の今後の進め方です。

この前に特別委員会でもお話しした、駅前の地区整備計画の中でも、やはり地籍調査というのは大変重要なものと認識してございます。ですから、そういった事業と絡めながら、地籍調査もどんどん進めていくべきと思っておりますので、御理解よろしくをお願いします。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 熊田診療所の質問をするのを忘れちゃったので、改めて質問いたします。

これ那須南病院の医師派遣ということで、今回、回数が減少したから減額だというようなことなんですけども、那須南病院を代表する医師が熊田診療所に行っているんです。けども、要するに患者さんは、本当に元気な患者さんというよりは、高齢化がどんどん進んでいますので、地域のお年寄りが、行きたくても行けないという人もいます。そういう人はタクシーを呼んで、しょうがないから町場の病院に行っているというのが実態です。

だから、デマンド交通を熊田診療所に派遣していただけるような方策を取って、那須南病院を代表するお医者さんがいるんだということでPRすれば、大いに利用者は増えると私は考えておりますので、ぜひその辺、御回答をお願いします。

○議長（中山五男） 川俣純子市長。

○市長（川俣純子） 補正とは全く違う話になっていますけど、医師を派遣してもいるし、デマンドでも通っていただいております。やってないわけではないので、通っていると思います。使い方がよく分かってないのかもしれませんが、通っている方はいらっしゃいますので、その辺は御理解いただきますようお願いいたします。

それと、ドクターも派遣していますので、その辺のところは、今度、逆に言ったら、ほかの方にそのようにお答えしていただきたいと思います。

○議長（中山五男） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第9号から議案第16号までの8議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決は1件ごとに行います。

日程第14 議案第9号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

次、日程第15 議案第10号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第11号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

次、日程第17 議案第12号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

日程第18 議案第13号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

日程第19 議案第14号 令和7年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決いたしました。

日程第20 議案第15号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

日程第21 議案第16号 令和7年度那須烏山市下水道事会計補正予算（第4号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を14時20分といたします。御協力をお願いします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第22 議案第1号から日程第29 議案第8号までの、令和8年度那須烏山市一般会計予算について、令和8年度国民健康保険特別会計予算について、令和8年度熊田診療所特別会計予算について、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算について、令和8年度介護保険特別会計予算について、令和8年度境財産区特別会計予算について、令和8年度水道事業会計予算について、令和8年度下水道事業会計予算についての8議案については、いずれも令和8年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思います。御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

◎日程第22 議案第1号 令和8年度那須烏山市一般会計予算について

◎日程第23 議案第2号 令和8年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について

◎日程第24 議案第3号 令和8年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について

◎日程第25 議案第4号 令和8年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第26 議案第5号 令和8年度那須烏山市介護保険特別会計予算について

◎日程第27 議案第6号 令和8年度那須烏山市境財産区特別会計予算について

◎日程第28 議案第7号 令和8年度那須烏山市水道事業会計予算について

◎日程第29 議案第8号 令和8年度那須烏山市下水道事業会計予算について

○議長（中山五男） よって、議案第1号から議案第8号までの令和8年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和8年度那須烏山市一般会計予算についてでございます。

令和8年度は、私の市長就任3期目の初年度としまして、また、第3次総合計画の4年度目として、計画の基本理念である「みんなの知恵と協働による持続可能なまちづくり」を進めてまいりますとともに、3期目の市長選挙に掲げさせていただいた公約の一部を当初予算に編成し、実現に向けて全力で取り組んでまいります。

そのほか、国の物価高騰対応の重点支援地方交付金を活用した事業を当初予算に編成いたしました。市民や事業者への支援を迅速に実施するよう努めてまいります。

令和8年度一般会計の歳出予算の主要事業といたしまして、庁舎機能と多世代交流機能の複合化を目指した民間活力導入可能性の調査、庁舎整備予定地の用地や物件の調査、防災集団移

転の早期完了を目指した宮原地区住宅団地の用地買収や物件移転補償、（仮称）つくば・八溝縦貫・白河道路の整備を見据えた産業団地適地の調査、市民秋まつり継続実施の予算を計上いたしました。

また、国の物価高騰対応の重点支援地方交付金を活用した事業といたしまして、学校給食費の保護者負担の無償化、那須烏山商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業への補助金、家畜飼料や肥料等の価格高騰の影響を受ける農林水産業事業者への助成、半年分の水道料金基本料金の減免、個人向け省エネ家電購入費用の助成の予算を計上しています。

予算総額は、前年度と比較して7億円、5.5%増の133億7,000万円といたしました。それでは、主な内容を申し上げます。

まず、歳入であります。

市税は、前年度と比較して1,310万円、0.4%増の32億5,611万9,000円といたしました。

主な税目では、個人市民税について、所得割の増加を見込み、前年度と比較して3,000万円、3%の増加とし、10億3,350万円といたしました。

地方交付税は、近年の状況を勘案し、前年度と比較して2億2,000万円、5.1%増の45億円といたしました。このうち普通交付税は40億円、特別交付税は5億円でございます。

国庫支出金は、物価高騰対応の重点支援地方交付金や防災集団移転促進事業費補助金等の増額を見込み、前年度と比較して2億1,270万3,000円、13.1%増の18億3,354万6,000円といたしました。

県支出金は、農業用ため池防災工事等の補助金や給食費の無償化に係る補助金等の増額を見込み、前年度と比較して1億5,076万8,000円、17.3%増の10億2,171万1,000円といたしました。

繰入金は、不足財源について財政調整基金繰入金を計上し、前年度と比較して2,715万円、3.6%減の7億3,027万3,000円といたしました。

市債は、清水川せせらぎ公園の整備や市道整備等、活用可能な事業に積極的に活用し、前年度と比較して4,170万円、8.1%増の5億5,710万円といたしました。

次に、歳出であります。

議会費は、議員報酬改定による増額分等により、前年度と比較して612万6,000円、4.8%増の1億3,426万3,000円といたしました。

総務費は、新庁舎整備費を新規計上いたしました。庁舎機能と多世代交流機能の複合化を目指した民間活力導入可能性調査や、JR烏山駅周辺の整備予定地の取得や物件補償費の算出に必要な調査を実施し、新たな機能を付加した市民のシンボルとなる新庁舎整備に向けて力強く

推進してまいります。

また、J R 烏山線利用促進事業につきましては、通学定期券の助成対象者を、従来の高校生までから、大学生等までに拡充するとともに、前年度に引き続き烏山線利用向上委員会への交付金を計上いたしました。J R 烏山線に対する愛着心醸成とますますの利用促進を図ってまいります。

そのほか、戸籍システム標準化事業の新規計上、ふるさと応援寄附金が好調なことに伴う委託費や積立金の増額、令和7年人事院勧告に伴う人件費の増額等があり、前年度と比較して1億6,302万5,000円、9.6%増の18億5,737万7,000円といたしました。

民生費は、障がい福祉サービス利用者の増加に伴う給付費の増額等により、前年度と比較して6,570万8,000円、1.5%増の43億3,406万1,000円といたしました。

衛生費は、個人向け省エネ家電購入費の補助金を新規計上いたしました。

国の重点支援地方交付金を活用し、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図るため、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫等の購入を支援してまいりますとともに、温室効果ガス削減に向けて、省エネルギー機器の導入を推進してまいります。

また、南那須地区広域行政事務組合の病院費負担金については、那須南病院の高騰する病院費を支援するため負担金を増額いたしました。

那須南病院は、南那須医療圏で唯一の一般病床を有する医療機関であり、地域医療の要でもあります。住民が安心して医療を受けられるよう、那須南病院の持続的運営に向けた支援の強化を図ってまいります。

そのほか、水道使用者の経済的負担の軽減を図るため、水道基本料金を減免する水道事業への一般会計繰出金の新規計上等により、前年度と比較して1億1,964万8,000円、8.1%増の15億8,860万7,000円といたしました。

農林水産業費は、農林水産業事業者への物価高騰対策に係る交付金を新規計上いたしました。国の重点支援地方交付金を活用し、家畜飼料や肥料等の価格高騰の影響を受け、農林水産業事業者に対して費用負担の軽減を図ってまいります。

また、（仮称）稼ぐ農業創出実行委員会の設置・運営に係る予算を新規計上いたしました。地元産野菜等の安定供給や、稼ぐ農業への転換など、道の駅の整備実現に向けた活発な議論を進めてまいります。

そのほか、農業用ため池の防災工事費の新規計上、市民秋まつりにおける八溝そば店等の出店費用の補助金の新規計上等により、前年度と比較して1億5,458万6,000円、45.2%増の4億9,689万8,000円といたしました。

商工費は、（仮称）つくば・八溝縦貫・白河道路の整備を見据えた、産業団地適地調査業務

を新規計上いたしました。本市における新たな産業団地に適した候補地を調査するとともに、データセンター、また物流拠点、製造拠点など、どのような産業団地が向いているかを調査し、将来の産業団地整備における基礎資料とするものであります。八溝縦貫道路の動向を踏まえながら、新たな産業団地の整備に取り組んでまいります。

また、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた市民の消費を下支えするため、那須烏山商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業への補助金を新規計上いたしました。

そのほか、市のさらなる融和融合による一体感の醸成を図るため、市民秋まつりの継続実施に係る実行委員会補助金の新規計上、龍門の滝周辺改修工事設計業務の新規計上、山あげ会館街路灯のLED改修工事の新規計上等により、前年度と比較して1億694万5,000円、29.3%増の4億7,142万1,000円といたしました。

土木費は、防災集団移転促進事業の移転先となる宮原地区住宅団地の整備等に必要な用地買収費や、物件移転補償費を計上いたしました。地元住民の声を聞きながら、集団移転の促進を図ってまいります。

そのほか、路肩の除草や支障木伐採業務の新規計上、大金東原線等の主要道路の整備費の計上、JR烏山駅周辺の用途地域の見直しに伴う都市計画決定図書の作成業務の新規計上等により、前年度と比較して9,236万3,000円、7.2%増の13億6,754万1,000円としました。

消防費は、ハザードマップ更新事業の新規計上や、南那須地区広域行政事務組合の消防費負担金の増額等により、前年度と比較して5,378万1,000円、8.3%増の6億9,904万8,000円といたしました。

教育費は、小中学校給食費について、国・県の補助額を上回り保護者が負担することになる分を軽減し、実質無償化とする予算を計上いたしました。国の重点支援地方交付金を活用し、令和8年度から全国的に実施される小学校の給食費の無償化について、中学校においても同様に実施し、子育て世帯への支援の強化を図ってまいります。

また、校内教育支援センターを各中学校に設置することとし、予算を増額いたしました。登校しても教室に入ることが難しい生徒を支援するよう、各中学校に講師を配置し、不登校対策の強化を図ってまいります。

以上のような増額があるものの、学習用タブレットの整備完了による事業費の減額等により、前年度と比較して4,878万8,000円、3.8%減の12億3,358万9,000円といたしました。

公債費は、起債残高の減少により、前年度と比較して1,317万円、1.1%減の11億

7,511万4,000円といたしました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費が32.4%を占め、以下、総務費が13.9%、衛生費11.9%、土木費10.3%、教育費9.2%の順となりました。

また、性質別構成比は、補助費等が24.2%を占め、以下、人件費19.0%、物件費16.1%、扶助費14.9%の順となりました。

次に、議案第2号 令和8年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算でございます。

国民健康保険は、平成30年に財政運営主体が市から県に移行しており、引き続き県が策定した栃木県国民健康保険運営方針に基づき、県と連携を図りながら、国民健康保険の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

それでは、まず国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。

令和8年度の歳入歳出予算総額は、前年度比1.2%減の32億1,355万1,000円であります。

歳出の主な内容は、被保険者の減少に伴い、保険給付費を前年度比1.3%減の23億3,618万8,000円とし、次いで、市が県に納める国民健康保険事業費納付金が前年度比2.4%減の7億5,757万6,000円といたしました。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。

なお、令和8年度の国保税につきましては、児童手当等拡充や妊婦のための支援給付金など、国が進める少子化対策の財源の一部を賄うため、これまでの保険料に加えて、新たに子ども・子育て支援納付金を賦課徴収することとなります。

詳細につきましては、議案第23号 国民健康保険税条例の一部改正のとおりでございますが、可決・決定いただきました後、速やかに被保険者の皆様に周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

次に、診療施設勘定でございます。

令和8年度の歳入歳出予算総額は、前年度比0.8%増の5,737万5,000円であります。

歳出の主な内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、職員の人件費が増額したことから、総務費が前年度比5.8%増の5,073万7,000円、次いで、診療に係る医業費が前年度比28.6%減の598万円でございます。

なお、歳入の主な財源は、診療収入であります。患者数の減少により減収となる見込みであることから、不足する財源は、診療所運営基金から2,985万6,000円を繰り入れて措置することにいたしました。

次に、議案第3号 令和8年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算でございます。

熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比18.4%減の4,243万8,000円であります。

現在、熊田診療所は、那須南病院からの派遣医師により運営しておりますが、令和8年度は、医師不足の影響により、診療日時を現在の月・火・木・金の週4日診療のところを、金曜日の午後を休診とし、週3日と半日の診療に変更する予定であります。

主な歳出につきましては、この診療日時の変更に伴い、那須南病院からの派遣医師に係る経費を計上している総務費が、前年度比9.2%減の3,290万3,000円であります。

次に、診療に係る医業費が、前年度計上していた備品購入費が減少したことにより、前年度比40.2%減の925万9,000円としております。

主な歳入につきましては、診療収入及びへき地診療所補助金であります。

なお、財源の不足分につきましては、一般会計繰入金及び診療所運営基金から繰り入れることにいたしました。

次に、議案第4号 令和8年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は、被保険者数の増加に伴い、前年度比11.1%増の4億5,768万8,000円であります。

歳出の主な内容は、市が栃木県後期高齢者医療広域連合へ納付する広域連合納付金が歳出総額の98.1%を占めており、前年度比10.9%増の4億4,920万9,000円であります。

次に、後期高齢者の資格情報等を管理しているTASKクラウド後期高齢者医療システムの標準化により、使用料が新たに生じたことに伴い、総務費が前年度比32.4%増の673万6,000円であります。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち、後期高齢者医療保険料が全体の77%を占める3億5,231万2,000円で、前年度比14.7%増となります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を9,689万4,000円、事務費繰入金を574万4,000円計上いたしました。

次に、議案第5号 令和8年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてでございます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比1,150万2,000円、0.42%増の27億4,795万5,000円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源としまして、第1号被保険者介護保険料をはじめ、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などであります。

令和8年度は、那須烏山市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の最終年となります。引き続き、介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアシステムの考え方を核とした、地域で安心して暮らせる体制づくりを基本とし、万が一、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう取り組んでまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業や地域共生社会の考え方を踏まえ、地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりを推進してまいります。

次に、議案第6号 令和8年度那須烏山市境財産区特別会計についてでございます。

本案は、那須烏山市境財産区特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ74万円とするものであります。

歳出の主な内容は、管理会員の報酬、財産区有林の保険料等の財産区に係る人件費と維持管理費であります。

歳入の主な財源は、境財産区運営基金を原資として運用を開始した、栃木県債の運営基金利子、前年度からの繰越金等であります。

次に、議案第7号 令和8年度那須烏山市水道事業会計予算でございます。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、災害等に対する備えに十分配慮しながら、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、業務の効率化など、なお一層の企業努力を重ねるとともに、利用者の利便性とサービスの向上に努め、公衆衛生の維持と水の安定供給のための施設の管理や整備等に努めてまいります。

令和8年度当初予算の業務の概要は、給水戸数9,958戸、年間総給水量236万3,392立方メートル、1日平均給水量6,475立方メートルであり、主な建設改良事業費は、水道施設の監視制御設備更新工事で、2億6,154万7,000円であります。

水道事業収益の主なものは、給水収益、他会計補助金で、6億977万6,000円であります。

水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費で、対前年比4,118万円増の5億7,836万4,000円であります。

増加の主な理由は、施設の維持管理費の増加及びe L T A Xに対応するための水道料金システム改修の実施によるものであります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金で、1億9,851万3,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、事業債償還金で、対前年比921万2,000円減

の4億5,986万1,000円であります。

減少の主な理由は、企業債の償還が進み、企業債償還金が減少したことによるものであります。

最後に、議案第8号 令和8年度那須烏山市下水道事業会計予算でございます。

令和8年度当初予算の業務の概要は、水洗化戸数1,201戸、年間処理水量43万7,836立方メートル、1日平均処理水量1,205立方メートルであり、主な建設改良事業費は、水処理センターの機械設備の修繕工事で、3,438万4,000円であります。

下水道事業収益の主なものは、下水道使用料、他会計補助金で、3億6,384万2,000円であります。

下水道事業費用の主なものは、下水道維持管理費、人件費、減価償却費で、対前年度比2,075万3,000円増の3億4,259万8,000円であります。

支出が増加した主な理由は、水処理センターの機械設備の修繕工事が増えたことによるものであります。

投資的経費であります資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金で、9,209万4,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で、対前年比4,142万6,000円減の2億2,410万円であります。

支出が減少した主な理由は、定期的な処理場設備の更新が一段落したことによるものであります。

以上、議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり3月4日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、令和8年度当初予算の質疑については、3月4日に行うことといたします。

◎日程第30 議案第28号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（中山五男） 日程第30 議案第28号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の変

更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、本市の旧烏山町地域が過疎地域に指定されたことを受け、令和4年第1回那須烏山市議会3月定例会におきまして、那須烏山市過疎地域持続的発展計画の策定に関する議決をいただきました。

その後、同法第43条の規定に基づき、令和4年4月1日に旧南那須町地域を含めた市全域が過疎地域に指定されたことを受け、市過疎地域持続的発展計画の一部変更を行い、議決をいただいたところであります。

本計画は、令和7年度をもって本計画の計画期間が満了となりますが、引き続き、国からの有利な財源支援措置を最大限に活用して、官民協働により取組を推進するため、内容を一部変更し、期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとすることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条例第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第30 議案第28号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第31 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（中山五男） 日程第31 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第1号 市道曲畑1号線の拡幅整備については、所管の経済建設常任委員会、陳情書第1号 庁舎整備の基本計画について、陳情書第2号 庁舎整備の事業費について、陳情書第4号 地域おこし協力隊の活用については、所管の総務企画常任委員会、陳情書第3号 大学受験料貸付金制度の設置については、所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（中山五男） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明後日、2月27日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

〔午後 2時54分散会〕